

## 佐久市文化財保護審議会の開催方針について

## 1 審議会の役割や活動等

## 【佐久市文化財保護条例】

第 1 条 この条例は、文化財保護法及び長野県文化財保護条例に基づき指定を受けた文化財以外の文化財で本市の区域内に存するもののうち主要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

第 38 条 教育委員会は、第 1 条の目的を達成するため、諮問機関として佐久市文化財保護審議会を置く。

上記の佐久市文化財保護条例の規定に基づき、次のことを行う。

- (1) 佐久市教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議を行い、答申を行う。
  - ① 指定文化財の指定又は解除に関すること  
…諮問案件の審議や調査など
  - ② 市内文化財の保存及び活用に関すること  
…文化財パトロールの実施など
- (2) 市文化財行政に対する助言、文化財に関する情報共有や意見交換等を行う。

## 2 審議会等の開催回数

年に 3～4 回程度を予定（審議会 2～3 回、文化財パトロール 1 回）



112 市川家の石造大日如来

いちかわけ せきぞうだいにちによらい

『伊豆市の文化財』  
(平成22年刊)  
108ページ



指定 市有形文化財 昭和61年9月10日  
所在地 布施  
所有者 市川 豊

市川家の西側丘上に造立されたほぼ等身大の大型石仏であって、印相により金剛界大日如来と判断できるが、特異なのは裸像に造像されていることである。寛文12年(1672)正月、市川氏により建立されたことが、背面に銘記されている。寛文時代は庶民による石仏造立の幕明けである。台座は木鉢型に造られた蓮座であるが、蓮弁はすべて省略されている。着衣の無い裸体仏造立は、あり得ないが削面底地を東西に貫流する五郎兵衛用水の要地に造立されていること、同用水が完成して間もない時代に造立されたこと、何時でも入水可能な姿(裸体)に造像されていること等から見ても五郎兵衛用水の守護仏として造立されたものと考えられている。

法量は、像高82cm、頂～顎22.5cm、面幅25cm、膝張り60cm



虚空蔵山の 大日如来 (寛文年間)

『伊豆野村誌』(昭和62年刊)口絵写真

同上 1185ページ

岡村知彦 著  
『信州佐久郡八十八ヶ所霊場  
の石仏 後編』  
(2022年刊) 565ページ

種別	所在地	造立年	事項
不動明王 西国三十三番観音 新四国八十八ヶ所 大日如来 薬師如来	竹田 不動堂 相浜 金竜寺 竹田 虚空蔵山 竹田 虚空蔵山 今岡 公会堂 日向 薬師堂	弘化三年(一八四六) 弘化三年(一八四六) 弘化三年(一八四六) 寛文(年不明)	明王の体高は等身大、伊那と佐久下海瀬の石工作 金竜寺境内と七曲りに三三基ある、下海瀬の石工作 損亡がひどい、現在二〇数基が残る 岸野の石仏の年号ではいちばん古いもの 火伏大日という、由来について伝説がある 石薬師という、眼病に効があると伝える
筆塚	下県 泉神社裏	寛政十一年(一七九九)	藤原(畠山)清盈の碑文がある、清盈は神官
筆塚	下県 宝生寺	寛政十年(一七九八)	「筆塚」村上政安を門弟が顕彰する
句碑	下県 宝生寺	天保十年(一八三九)	木内一桃の千曲水の句碑、碑文がある
句碑	下県 宝生寺	昭和三十四年(一九五九)	小林完爾(桜井出身)鯉処いねどころの句碑
太子	下県 唐松坂 下平 宝生寺入口	元治元年(一八六五) 明治十六年(一八八三)	文字碑 「聖徳太子」 文字碑 「聖徳皇太子」
御嶽山	下県 唐松坂 平井 御嶽山 竹田 多福寺	明治二十三年(一八九〇) 明治二十三年(一八九〇) 明治十一年(一八七八) 慶応三年(一八六八)	文字碑 「御嶽山大神」 「八海山大神」 「三笠山大神」 文字碑 「御嶽山大神」 「八海山大神」 「三笠山大神」 文字碑 「御嶽山座王大神権現」 「八海山堤頭羅神王」 「三笠山刀利天」 文字碑 右に同

30	29	28	27
寒念仏塔	石橋供養塔 名号塔	大日如来	二十三夜塔 勢至菩薩
1	1	1	1
明和2	弘化2	寛文9	
自然石	櫛状角柱	丸彫り	光背型
1.30	1.40	1.10	95
文字塔	文字塔	種子 円頂金剛界 坐像	種子 勢至立像
寒念心佛供養塔 明和二乙酉十月十六日 當所同行十五口	弘化二年乙巳三月廿一日 當郡仲間中 助力拾八ヶ村 世話人 藤十 太良七	南無阿弥陀佛 寛文九酉年拾月吉日 奉造立大日石佛一軀 瀬尾□土屋□□衛門	効



# 旧中込学校竣工150周年記念事業について

## 1 旧中込学校関係年表（『旧中込学校』（佐久市教育委員会発行）より抜粋）

年次	事項
明治6年（1873）9月27日	学制によって中込村は、今井・三河田両村と組合立として学校を創立 村内の小林寺を仮校舎にあてて、名称も成知学校と定める （中略）
明治8年（1875）4月20日	地鎮祭を行い、直ちに工事に着手した （中略）
明治8年（1875）12月25日	落成式をあげて、同日小林寺から移転 学校開始のはこびに至る

⇒ 令和7年（2025）12月25日をもって竣工150年を迎える

## 2 これまでの経過等

### (1) 旧中込学校保存会役員との協議（令和4年12月21日）

出席者：保存会役員、地元市議会議員、生涯学習課、文化振興課（文化財事務所）

○市主催の記念事業として旧中込学校保存会などの皆さんと連携して実施する。

○記念事業の実施内容に関する意見交換

### (2) 資料館協議会での協議（令和5年3月14日）

○記念事業実行委員会を組織して事業の検討や運営を行う。

○記念事業の実施内容に関する意見交換

## 【参 考】旧中込学校を活用した記念事業の事例

### 『開校記念日事業』

- ・毎年、成知学校（現在の中込小学校）の開校日（明治6年9月27日）に最も近い土曜日に実施
- ・旧中込学校及び資料館の無料公開と太鼓楼の公開を、旧中込学校保存会の皆さんのご協力により実施
- ・令和5年度は、9月30日（土）に実施

### 『学制公布150年記念事業』

- ・令和4年11月21日に実施
- ・中込小学校5年生の協力をいただき、タブレット端末を使用した特別事業を実施
- ・1クラスを2班に分け、1班が特別事業を実施している時間は、別班は太鼓楼の見学を実施

## 3 今後の予定

令和5年度

- ・記念事業実行委員会の発足

令和5年度～6年度

- ・記念事業の検討（事業内容、実施時期など）

令和6年度～7年度

- ・記念事業の準備および実施



## 諏訪神社（下ノ宮）薙鎌（なぎがま）について

現在、長野県立歴史館の笹本正治特別館長が県内の神社で所蔵する薙鎌を調査しており、令和5年8月7日に佐久市白田下ノ宮の諏訪神社が所有する薙鎌4点の調査を実施した。当日の調査所見及び笹本特別館長からの助言を以下のとおりである。

### 1 薙鎌とは

諏訪明神の神器の一つで、諏訪神の信州開拓の象徴、または「薙（なぎ）」が「凧（なぐ）」に通じることから風雨鎮護、諸難薙ぎ祓うの意味を持つものと考えられている。  
公益財団法人八十二文化財団ホームページ「式年薙鎌打ち神事」参照

### 2 調査経過

長野県立歴史館所蔵『信濃國神社寶物古器物古文書目録帳 壱』（明治13年）所収の「下ノ諏訪神社宝物古器物古文書目録」に下記の記載がある。

一 薙鎌 三挺 無銘 各長壱尺壱寸 重量 一挺 柄共三百五拾目 文明元年トアリ 伝来ノ所由未詳

上記記載の薙鎌が現在も諏訪神社（下ノ宮）に保管されていれば調査を実施したいと笹本特別館長から市教委に連絡があり、所有者に連絡をとる中で薙鎌の存在が確認できたことから、市教委職員立ち会いのもと調査が実施された。

### 3 調査所見

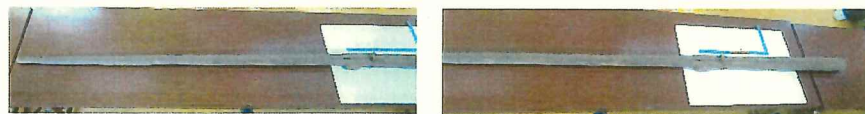
#### (1) 時期不明

薙鎌のみ。全長22.5cm。  
形状から見て下記3点よりも古いものであると想定される。  
【蛇・鰐型】



#### (2) 文明元年（1469年）

木部のみ。全長196.8cm。墨書あり。金具（薙鎌）の残存（ちぎれた痕跡）が見られる。製作時に鉋を使っていないことから、古い手法であると想定される。



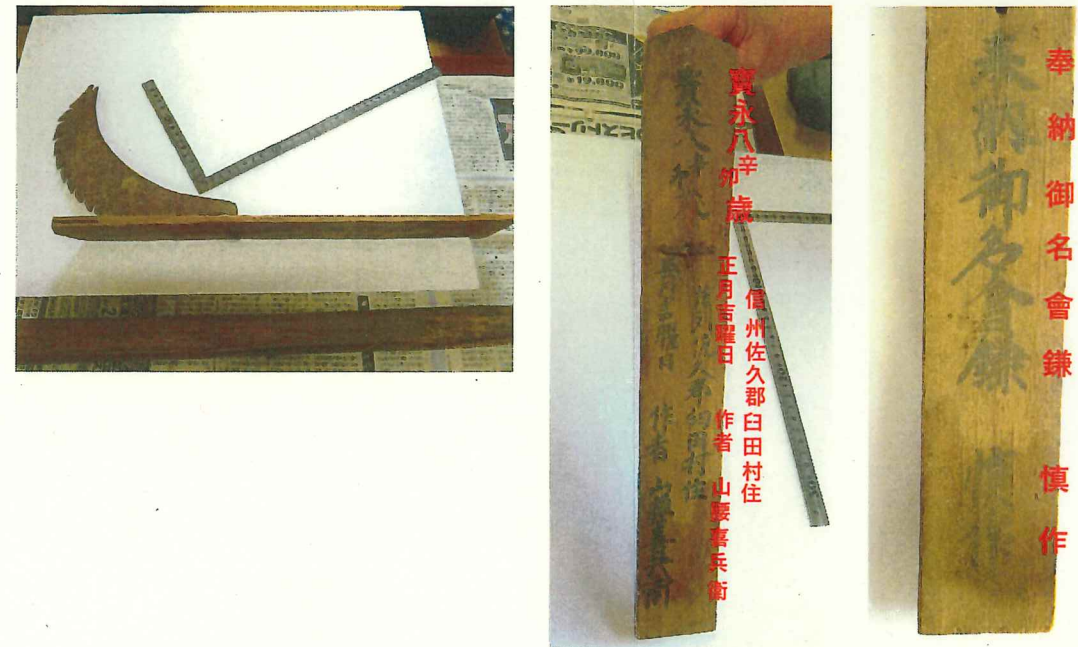
#### (3) 永禄2年（1559年）

薙鎌と木部が残存。全長199cm。刻書あり。【鳥形】



#### (4) 宝永8年（1711年）

薙鎌と木部が残存。全長46cm。墨書あり。祭事において使用されたものではなく、祈願成就に際して奉納されたものと想定される。【蛇型か】



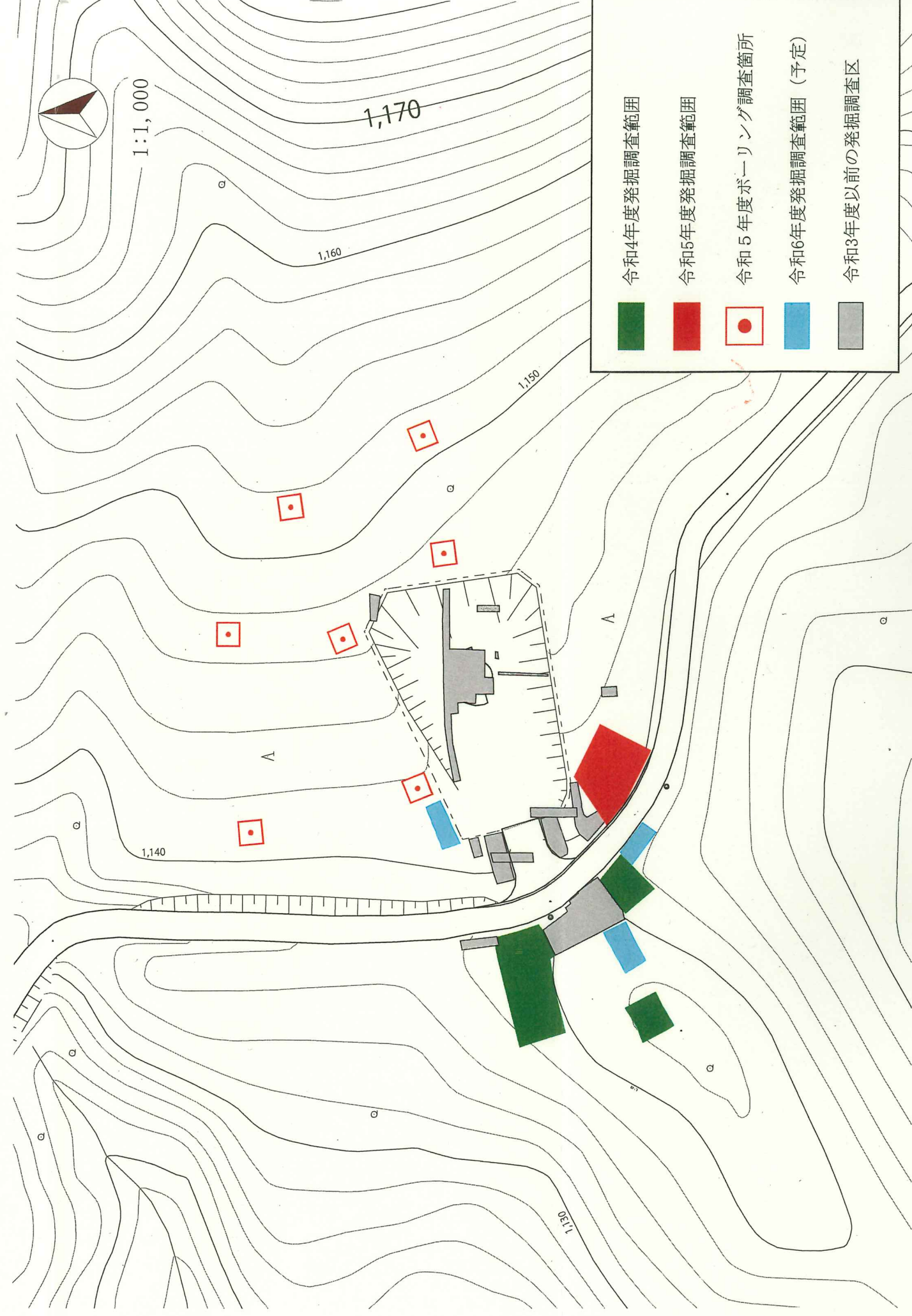
### 4 笹本特別館長からの助言

薙鎌について現段階で最古級のものも含まれるため、市有形文化財への指定も検討していただきたい。



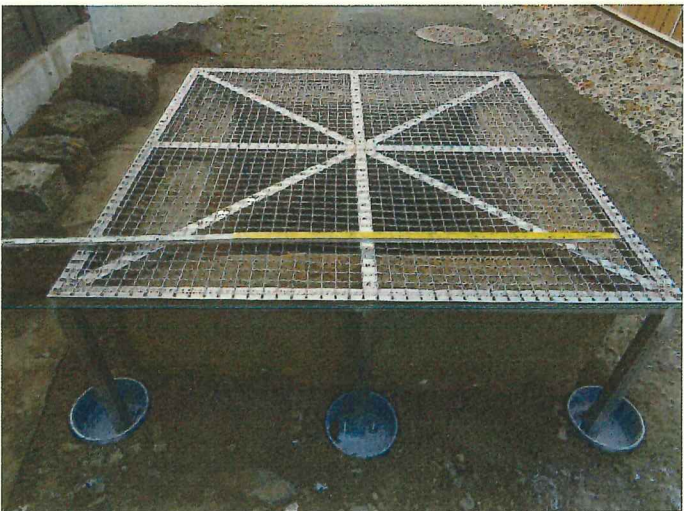
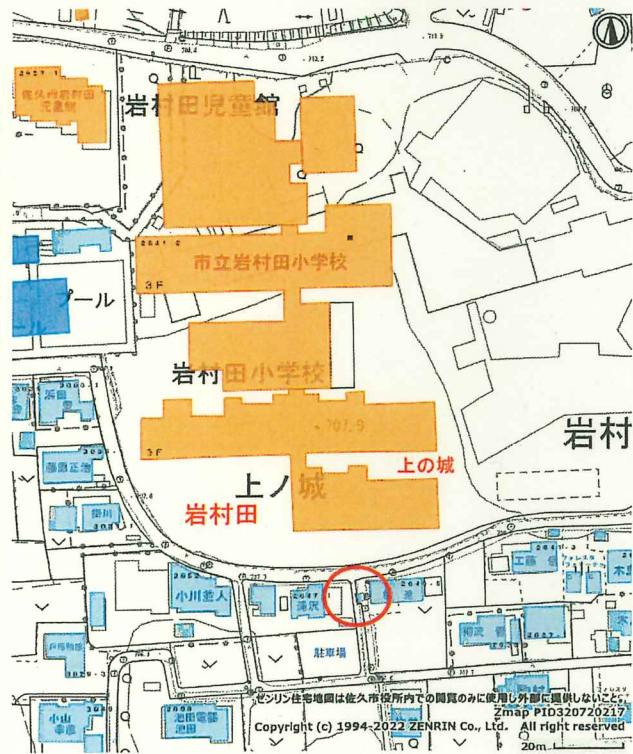
	令和4年度 範囲確認調査			令和5年度 範囲確認調査及び 総括報告書作成			令和6年度 範囲確認調査及び 総括報告書作成					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査指導委員会	◎ 調査方法決定	◎ 調査現地指導	◎ 調査現地指導	◎ 次年度調査方法検討	◎ 調査現地指導	◎ 次年度調査方法・ 総括報告書内容検討	◎ 総括報告書 内容確認	◎ 総括報告書 内容検討	◎ 総括報告書 内容確認	◎ 総括報告書 内容確認	◎ 総括報告書 内容確認	◎ 総括報告書 内容確認
計画準備	申請・業務設計等	申請・業務設計等	申請・業務設計等	申請・業務設計等	申請・業務設計等	申請・業務設計等	申請・業務設計等	申請・業務設計等	申請・業務設計等	申請・業務設計等	申請・業務設計等	申請・業務設計等
発掘調査・測量	調査・測量	調査・測量	調査・測量	調査・測量	調査・測量	調査・測量	調査・測量	調査・測量	調査・測量	調査・測量	調査・測量	調査・測量
自然科学分析等	火山灰分析	火山灰分析	火山灰分析・地質剥取り	火山灰分析・地質剥取り	火山灰分析・地質剥取り	火山灰分析・地質剥取り	火山灰分析・地質剥取り	火山灰分析・地質剥取り	火山灰分析・地質剥取り	火山灰分析・地質剥取り	火山灰分析・地質剥取り	火山灰分析・地質剥取り
ボーリング調査			ボーリングコア採取	ボーリングコア採取	ボーリングコア採取	ボーリングコア採取	ボーリングコア採取	ボーリングコア採取	ボーリングコア採取	ボーリングコア採取	ボーリングコア採取	ボーリングコア採取
地形図作成			地形図作成	地形図作成	地形図作成	地形図作成	地形図作成	地形図作成	地形図作成	地形図作成	地形図作成	地形図作成
報告書作成等			総括報告書作成	総括報告書作成	総括報告書作成	総括報告書作成	総括報告書作成	総括報告書作成	総括報告書作成	総括報告書作成	総括報告書作成	総括報告書作成
			発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行
			文化庁へ 具申書提出	文化庁へ 具申書提出	文化庁へ 具申書提出	文化庁へ 具申書提出	文化庁へ 具申書提出	文化庁へ 具申書提出	文化庁へ 具申書提出	文化庁へ 具申書提出	文化庁へ 具申書提出	文化庁へ 具申書提出

香坂山遺跡範囲確認調査工程表



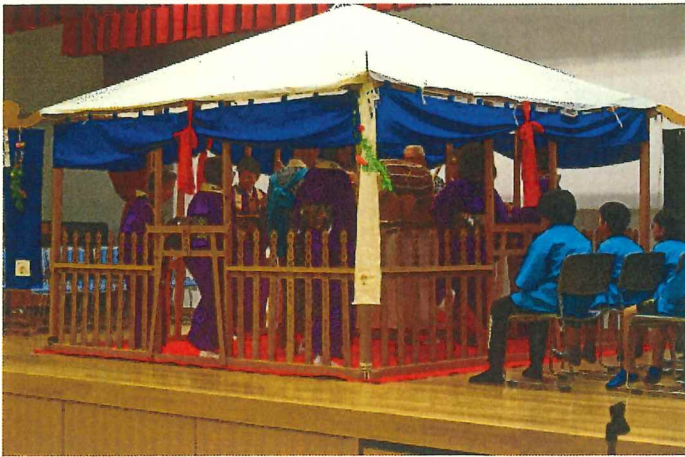
香坂山遺跡範囲確認調査計画図





■市指定有形文化財 藤ヶ城跡井戸  
 時代：江戸時代  
 所在地：佐久市岩村田2646番地4  
 所有者：佐久市  
 指定日：令和4年6月30日





保存会による踊り念仏の披露



育成会による子ども踊り念仏の披露



伴野跡部踊り念仏保存会長による  
ユネスコ無形文化遺産への登録報告



国立歴史博物館・井原名誉教授による  
記念講演「佐久平の一遍上人と踊念仏」



会場の様子



登録書（レプリカ）等の展示

■ユネスコ無形文化遺産登録の主な経過

- H31. 2月：全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の設立
- R3. 3月：ユネスコ事務局へ「風流踊」の登録提案書を提出
- R4. 10月：ユネスコ評価機関が「風流踊」の登録を勧告
- R4. 11月：政府間委員会において「風流踊」の登録が決定
- R5. 7月：文部科学大臣より登録の伝達が行われる

★来場者の実績

- 来場者数：160人
- (内訳)
- 市内：145人
- 県内：13人
- 県外：2人（東京都）